

法第21条 大規模の建築物の主要構造部等

高さ・軒高〔法第21条第1項〕

(法第21条第1項本文)

木造建築物等で、

- ①地階を除く階数 ≥ 4
- ②高さ $> 16\text{m}$
- ③倉庫・車庫〔法別表第一(5)(6)〕で、高さ $> 13\text{m}$



(令109条の5)
火災時倒壊防止構造
「火災時倒壊防止建築物」

(※)木造建築物等：自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの(令第109条の4)

R01告示193号

第一第1項第一号

本文 75分準耐火構造

- イ 地階を除く階数が4以下
- ロ 倉庫・自動車車庫等の用途に供するものでないこと
- ハ 75分間準耐火構造の壁・床、75分間防火設備で 200m^2 (500m^2)区画
- ニ スプリンクラー設備等
- ホ 内装(天井のみ)準不燃材料
- ヘ 「特別避難階段」90分間準耐火構造の壁、75分間防火設備
- ト 外壁開口部の下階からの延焼防止20分間防火設備
- チ 居室に自動火災報知設備
- リ 廊下等避難経路に排煙設備又は外気有効開放
- ヌ 建物周囲に3m通路(道路面を除く)
- ル 用途地域が定められている土地であること

第一第1項第二号(倉庫・自動車車庫等の用途に供するものを除く)

本文 1時間準耐火構造

- イ 地階を除く階数が3以下
- ロ 建築物の周囲に3m通路(道路面を除く)又は 200m^2 区画等

第一第1項第三号(倉庫・自動車車庫等の用途に供するものを除く)

本文 令115条の2第1項(第四号～第六号、第八号、第九号)

- イ 地階を除く階数が2以下
- ロ 内装(壁・天井)難燃材料又はスプリンクラー設備等・排煙設備
- ハ 令46条2項一号イ・ロ 大断面集成材

第二

耐火構造
又は
耐火性能検証法

(法第21条第1項ただし書き)

建築物の周囲に延焼防止上有効な空地で
政令で定める技術的基準に適合するものは
法第21条の適用除外



(技術的基準:令109条の6)
建築物の各部分から空地の反対側の境界線までの水平距離
が
各部分の高さに相当する距離以上であること

延べ面積〔法21条第2項〕

(法第21条第2項)

木造建築物等で、延べ面積 $> 3,000\text{m}^2$



耐火構造
又は
耐火性能検証法

3,000 m^2 区画
(令109条の5、H27告示250号)

(※)木造建築物等：自重・積載荷重を支える柱・梁等が可燃材料のもの(令第109条の4)